

## 実務者研修 学則

大阪国際介護福祉士養成スクール ABC

### 第1章 総則

(設置目的)

第1条 大阪綜合福祉株式会社 大阪国際介護福祉士養成スクール ABC（以下「本学」という。）が実施する実務者研修 通信課程（以下「本課程」という。）は、介護福祉士として介護サービスに従事しようとする者を対象とする。専門職としての対人援助の視点と理念、職務上の姿勢、専門的な知識や技術を習得させる。また、医療職との連携のもと、医療的ケアを安全かつ適切に行えるよう、医療に関する知識や技術を習得させることを目的とする。

(名称)

第2条 本課程は、大阪綜合福祉株式会社「大阪国際介護福祉士養成スクール ABC 介護職員実務者研修科」（通信課程）と称する

(位置)

第3条 本課程は、大阪府岸和田市藤井町 2-24-15 に置く

### 第2章 課程、受講対象者、及び修業年限、定員

(課程、修業年限、定員、学費)

第4条 本課程の養成課程及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

(1) 課 程：大阪綜合福祉株式会社「大阪国際介護福祉士養成スクール ABC 介護職員実務者研修科」

(通信課程)

(2) 受講対象者：15 歳以上の者で、無資格者、訪問介護員 1・2・級取得者、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修修了者とする。但し、20 歳未満の者は、保護者の同意が必要です。

(3) 修業年限：6 ヶ月

(但し受講生は 1 年を超えて在籍できない。)

(4) 養成課程・授業

「大阪国際介護福祉士養成学校 ABC 介護職員実務者研修科」（通信課程）

学習形態	科目	時間数	無資格の方	介護職員初任者研修修了者	訪問介護員 2 級修了者	訪問介護員 1 級修了者	介護職員基礎研修修了者
自宅学習	人間の尊厳と自立	5 h	●				
	社会の理解 I	5 h	●				
	社会の理解 II	30 h	●	●	●		
	介護の基本 I	10 h	●				
	介護の基本 II	20 h	●	●			
	コミュニケーション技術	20 h	●	●	●		
	生活支援技術 I	20 h	●				

	生活支援技術Ⅱ	30 h	●				
自宅学習	発達と老化の理解Ⅰ	10 h	●	●	●		
	発達と老化の理解Ⅱ	20 h	●	●	●		
	認知症の理解Ⅰ	10 h	●		●		
	認知症の理解Ⅱ	20 h	●	●	●		
	障害の理解Ⅰ	10 h	●		●		
	障害の理解Ⅱ	20 h	●	●	●		
	こころとからだのしくみⅠ	20 h	●				
	こころとからだのしくみⅡ	60 h	●	●	●		
	介護課程Ⅰ	20 h	●				
	介護課程Ⅱ	25 h	●	●	●		
	医療的ケア	50 h	●	●	●	●	●
自宅学習科目		19科目	10科目	11科目	1科目	1科目	
自宅学習時間数		405 h	275 h	275 h	50 h	50 h	
面接授業	介護課程Ⅲ	45 h	●	●	●		
	医療的ケア・演習	8 h	●	●	●	●	●
	面接授業日数	6日間	6日間	6日間	6日間	1日間	

※科目の免除を希望する者については、入学の前日までに免除該当資格の修了証が交付されていること。

(5) 定員 1学級 30名

(6) 学費 (テキスト代別)

区分	受講費用 (円)
無資格者	100,000
介護職員初認者研修	70,000
訪問介護員2級	70,000
訪問介護員1級	40,000
介護職員基礎研修	20,000

※必要とする科目の選択により受講料、テキスト代が異なります。

※1) 通信添削を全て提出される場合 2) 面接授業を全部出席する場合  
は無資格者と同じ受講費になります。

### 第3章 実施期間

(実施期間)

第5条 本課程は5月1日～10月31日年1回実施するもととする。

(入所手続き)

第6条 (1) 本課程の受講希望者は電話等にてコース受講案内資料を取り寄せる。

- (2) 本学の学則に同意の上で、申込書に必要事項を記入し、申し込む。  
 (要 資格証のコピーの提出)
- (3) 教育上の必要があり、且つやむを得ない事情があるときは、前項の規定に関わらず  
 休業日に授業を行うことがある。
- (4) 非常変災、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある。

(休学、復学)

第 7 条 休学及び復学は原則として認めない。

#### 第 4 章 履修方法及び修了

(研修の内容)

#### 第 8 条 自宅学習（通信課程）

- (1) 自宅学習は、無資格者の場合 405 時間、訪問介護員 2 級取得及び介護職員初任者研修の場合は 275 時間分、訪問介護員 1 級課程及び介護職員基礎研修取得者の場合は 50 時間の学習を決められたスケジュール表に基づいて各々テキストで学び、定められた課題提出期限までに課題を提出し、添削指導を受けなければいけない。
- (2) 講義科目における通信課題は、各科目に規定された添削時間相当の記述式、挿入式、○×式の問題を配布し、各担当科の講師により提出された課題（レポート）を採点し 60 点以上を合格とする。
- (3) 60 点未満の受講者については、各担当科目講師により、間違い箇所を講評し、再提出とする。

#### 第 9 条 スクーリング授業（面接授業）

- (1) 面接授業における「介護課程Ⅲ」（45 時間）「医療的ケア」（8 時間）については、それぞれの演習内容を 5 回以上ずつ体験し、担当講師により理解度を確認し、下記に示す評価レベルで評価し、不可の場合は、再受講、再評価とする。

##### 【知識評価レベル】

A	説明できる（具体的に説明できる）
B	概説できる（だいたいのところを説明できる）
C	列挙できる（知っているレベル）
D	説明できない（欠席した者及び答えられない）

##### 【演習評価レベル】

A	実施できる（具体的に実施できる）
B	ほぼ実施できる（だいたいのところを実施できる）
C	何とか実施できる（知っているレベル）
D	実施できない（欠席した者及び実施できない）

#### 第 5 章 賞罰

(褒賞)

第 10 条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第 11 条 1. 本校の規則に違反し、又は受講生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒の種類は、注意、警告、勧告及び退校とする。

3. 前項の退校は次の各号の一に該当する者に行うことができる。

①性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

②学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。

③正当な理由がなくて出席が常でない者。

④施設の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。

## 第 6 章 教員組織

(教職員組織)

第 12 条 1. 本課程には専任教員を 1 名以上おき、その内 1 名を教務主任とする。

2. 介護職員実務者研修科には介護過程Ⅲ及び医療的ケアを担当する教員をそれぞれ 1 名以上おく。

3. その他教育に必要な教員を適宜おく。

## 第 7 章 雜則

第 19 条 この学則に定められたものの他、必要な事項は別に定める。

附則

・この学則は、本課程の受講生に対して平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

・改定 平成 30 年 2 月 15 日